

元代浙西地方の税糧管轄と海運との関係について

植 松 正

は し が き

- 一 『蘇松歴代財賦考』にみる官田浮賦の歴史的沿革
 - 1 『蘇松歴代財賦考』について
 - 2 「蘇松浮賦始於官田」の条の分析
 - 二 『大元海運記』にみる財賦府税糧と海運
 - 1 『大元海運記』至大四年の記録の性質
 - 2 本色納から輕齋納への契機
- む す び

は し が き

元代の浙西地方、とくに平江路（蘇州）と松江府（上海）は米の生産を中心とした一大穀倉地帯であった。筆者はこれまでこの地域について官田の形成、税糧の徴収や大土地所有者の存在に着目し、宋・明・元の時代を通じての一貫した流れの中にその特色を見出そうと努めてきた^①。そして元代におけるこの地域のありようが、明清時代におけるいわゆる「蘇松地方の重税問題」の前段階としてきわめて注目す

べきところであることも確認してきた。前近代中国の先進地帯に生じた経済上、社会上の事象を考究する上で、元代の浙西地方にその先駆けをなした契機を探りたいと考えるからである。

本稿は、そのような問題関心から発して、元代における税糧管轄と海運についてさらに一步の考察を進めようとするものである。すでに別に論じたように、元代のこの地方には独特な税糧管轄の制度が存在した。すなわち通常の有司所管のほか、江淮等処財賦都総管府（江淮財賦府）所管と江浙等処財賦都総管府（江浙財賦府）所管の管轄区分の存在である。前者は皇太后の府たる徽政院（時に皇太子の府たる詹事院）に所属し、後者は皇后の府たる中政院に所属するから、皇帝の一族に与えられた所領、すなわち位下領と目されるものである。さらに松江府が大徳年間には皇太后の湯沐邑として徽政院に直隸せられ、平江路が武宗即位当初に皇太子の分地とされたとの記録もある^②。位下領・投下領の形成の経過と実態についてはまだ考究の余地があるが、ここでは主として『蘇松歴代財賦考』と『大元海運記』の二つの史料を中心として考えてみたい。

一 『蘇松歴代財賦考』にみる

官田浮賦の歴史的沿革

1 『蘇松歴代財賦考』について

『蘇松歴代財賦考』一卷は、『請減蘇松浮糧疏稿』一卷とともに『四庫全書存目叢書』史部政書類に収められ、華東師範大学図書館蔵清康熙刻本に拠って縮印出版された。『四庫全書総目提要』巻八二、史部政書類存目二に解題がある。本来『蘇松歴代財賦考』は『請減蘇松浮糧疏稿』と一体の書として刊刻されたが、末尾が失われているためか、著者は不明である。

『蘇松歴代財賦考』は冒頭、清初以来の浮賦豁免かっめんについての六次の上諭を台閣の絵図とともに麗々しく掲げる。康熙二十九年（一六九〇）三月二十一日のものが最後であるから、当然本書の著述はそれ以後の康熙年間になされたものである。ついで蘇松の浮賦問題をめぐる論理図解がある。そして総論のあと、『尚書』禹貢に基づく「任土作貢助自神禹」以下、清初の「蠲赦之恩不如豁免」まで、歴代の考察が時代や主題ごとに三十五条に分けて論述される。各条の末尾には一段下げたそれぞれの補説がされている。歴史的な考察をしながら、主張する論旨はきわめて明快であり、重点が置かれている明から清にかけての叙述は、簡明ながら重要な問題を外していないと思う。また『請減蘇松浮糧疏稿』は、康熙四年の韓世琦から康熙二十四年の湯斌まで、蘇松の浮糧をめぐる奏摺や題本十条を載せる。そのあとに続けて問答形式の兵屯策が二葉分残っているが、末尾を欠いている。

本書は蘇松地方の事情に詳しく、浮糧問題について極めて高い見識を有する人物の著作に違いなく、しかも清初における蘇松重賦の議論盛行の風潮の中で生まれたものと考えられる。顧炎武の『日知録』巻一〇「蘇松二府田賦之重」や「官田始末考」はよく知られているが、康熙年間に著されたという陸世儀『蘇松浮糧考』や周夢顔『蘇松財賦考図説』との関連性も注目されるところである。

2 「蘇松浮賦始於官田」の条の分析

「蘇松の浮賦は官田に始まる」の一条は『蘇松歴代財賦考』の十二番目に位置し、明清時代に至る官田形成の歴史を扱っており、しかも簡潔に本質を衝くところがあってきわめて興味深い部分である。ここでは筆者がとくに関心を寄せている元代についての叙述を含む本条を分析の対象として取り上げたい。

著者は冒頭にいう。

蘇松 重賦じゆうに困こましみ累つよいを貽おこして今に至る者は、官田の沿たりて誤る所なり。官田なる者は皇莊なり。國家これを佃戸より取り、佃戸これを王府に輸する者なり。此れ租なり、税に非ざるなり。往時、皆な別に官に領せられ、原もととこれを以て常賦と為さざるなり。其の後、類征に編せられ、以て取民の制となす。此れ奉行する者の学まなばず術なきなり。

そして官田形成のエピソードとして次のように指摘する。まず端緒として宋の徽宗が悪例をはじめ（作俑）、元末に悪例を真似し（効尤）、張士誠が過誤のきっかけをつくり（開釁）、明の太祖が禍いをはじめ（創禍）、永樂帝がその毒を醸成した（醸成其毒）という。

宋の徽宗の宣和元年（一一一九）、浙西の平江などの諸州で積水がひどい機会に民を募って耕種させて官がその租（小作料）を収め取ったのが始まりで、これを尊んで官田と言ったが、実は天子の私田といふべきものだった。その後、南宋の歴代皇帝が踏襲し、蔡京・王黼・韓侂胄ら権貴の田を籍没し、その定額を減じて民を募って耕種させたところに官田の起源があるとする。

元朝の賦額は始めは軽かったが、宋室の官田を籍没しながらその欠陥を是正しないままに民を募って耕種させた。そのために延祐の間に賦額を定めたときに、蘇州では三十六万石のところが八十八万石となり、松江では二十九万石のところ六十余万石となった。これは宋代にあつて人民に怨みを買っていたものを、元朝の君主や臣下がこっそりと自らのものにしてしまったことを意味する。そして元朝の滅亡にもなつて、それをそっくり張士誠に手渡してしまつた形となつた。すなわちさきの宋室の産に加えて「妃嬪親王の産」を官田の中に附して張士誠に手渡してしまつたことになるという。

以上の元代に関する叙述について、『正徳松江府志』巻六にみえる王良の議案と対照して検討してみよう。松江府の税糧二十九万石というのは、南宋紹熙年間の税糧額十一万二千余石に、南宋最末期の景定三年に賈似道が創設した公田の十五万八千余石を加えたものに近い。王良の議案には延祐元年の税糧約六十五万三千石と延祐二年の税糧約七十四万五千石とを載せているが、松江府での延祐の賦額六十余万石というのは元朝二度目の土地調査「經理」の延祐二年のものより、ここでは延祐元年のものに対応するものと思われる。

さて本文中には元代の位下領・投下領について一見何らの言及もな

い。しかし直接に位下・投下の語を用いてなくとも、事実上、言及してはいるのである。宋室の官田を籍没したというが、それは平江路や松江府がある時には分地としての扱いを受けたこと、あるいは江淮財賦府に南宋の宗室の田産が含まれていることから明らかであろう。実際にはかつて拙稿でもふれたように、県の苗税の中に財賦府の税糧は含まれていたかどうかについては議論もあり、不明確なところもある。元朝一代でも時期によって扱いが異なることもありうるからである。また不明確であることには別に理由もありそうなのである。それは後に海運体制に関連して述べることにしたい。さらに「妃嬪親王の産」とは何か。これこそ位下領・投下領の間接的表現であつて、張士誠が江淮財賦府の田土を籍没したことを指しているのである。ただ本書の著者には元代の位下領・投下領についてもっとストレートに念頭に上つていてよさそうなところであるが、著者が目的とする清代の議論に直接に結びつく明代官田をめぐる強い印象にかき消されてしまつたようである。時代的により近い事例、すなわち張士誠や沈万三に起因する官田の転変に話の重点は置かれているのである。

『蘇松歴代財賦考』の著者はいよいよ明の太祖朱元璋について論及する。太祖は天下を平定する際に、張士誠と陳友諒に対して多く兵を用いた。だから張士誠に対する遺恨は蘇州・松江地方に対する怨みへと転化した。張士誠配下の平章・太尉などの官には商人出身の小人が多く、彼らはこの地方で田産を買いあさつた。そうした張士誠の部下の産を以て、以前に籍没した宋元のものとは後に籍没した富民沈万三らの産を併せて、一概に官田と名づけ、租額に照らして税を定めた。

新王朝の佃戸となしたわけである。かくて蘇州では賦額八十八万石で

窓 あったものが二百八十余万石に、松江では六十余万石であったものが

史 百四十余万石に跳ね上がったのである。この明初の叙述は、すでに

森正夫氏らによっても詳細に論じられているように、太祖がいわゆる
古額官田に加えて、抄没田として新たに官田を加えた事実を指してい
る。

しかも本書の著者が強調するところでは、広大な官田地帯が形成さ
れて賦額が膨張し、かくて大きな浮額が生じた理由は、元代から明代
初期にかけての三次にわたる籍没が原因であった。まず第一次の籍没
は元朝が宋室の官田をそのまま継承して賦額を定額化したこと、つい
で第二次の籍没は張士誠が上の官田に加えて、妃嬪親王の産をも己れ
に帰したこと、そして第三次の籍没は明の太祖が宋・元時代に籍没し
たもののみならず、張士誠の部下の産を己が有としたことである。な
お、この条の文脈では沈万三への弾圧は第三次の籍没から除外されて
いるとみえる。

以上が筆者において当面とくに着目したい部分であるが、それに引
き続く部分についても少し紹介しておきたい。洪武二年（一三六九）、
滯納分の三十余万石を免除し、以後連年蠲免が行われた。洪武十三年
（一二八〇）にも蘇州・松江・嘉興・湖州について減税が実施された。
洪武三十年（一二九七）には詔が発せられ、夏税・秋糧の納税につい
て金・銀・絹・棉布・夏布による折納が実施されたが、このことにつ
いては後述する。建文帝の時になると一旦徴収は緩められたが、やが
て永楽帝が皇帝の位に即くと、建文期の反動で、免除されるべき浮糧
も納入すべきものとして固定化してしまった。以上がこの条の本文の
概要である。なお条末の補説部分には、永楽帝の北遷により輸送のた

めの耗費が倍増し、ために浮額のほかにさらに浮額のあるような状態
に陥ってしまったとある。

二 『大元海運記』にみる財賦府税糧と海運

1 『大元海運記』至大四年の記録の性質

筆者はこの記録中に見える松江府の糧米と海運との関係に着目した
のであるが、まずはこの記録の性質についての考察から始めたい。
これは同書巻上の末尾に近い部分にある四千字近い長文の文書であ
る。直接には『永楽大典』巻一五九四九、元漕運の条から抜き出され
たが、もとは『経世大典』賦典、海運に収められていたものである。
そして次に掲げる『元史』巻九三、食貨志、海運の記事に対応してい
る。

至大四年、官を遣わして江浙に至り海運の事を議せしむ。時に江
東の寧国・池・饒・建康等処の運糧は率ね海船をして揚子江より
流れを逆のぼりて上らしむ。……是に於いて嘉興・松江の秋糧、
并びに江淮・江浙財賦府の歳辦の糧を以て運に充てしむ。海漕の
利、蓋し是に至りて博し。

ただ『大元海運記』の問題のところは、至大四年十月に海道運糧万戸
の八員であったところを減じて六員とし、十一箇所あった千戸所を減
じて七箇所にしたとの記事に冠して「武宗皇帝」とした点である。こ
の誤りは『永楽大典』の誤りに淵源している。しかも右の記事のあと
に「是年」として、ここに取り上げる長文の記録が展開しているか
ら、一見武宗期の記録に見えるが、実は記録中に至大四年三月十八日

の「仁宗皇帝登宝位詔書条画」が引用され、また「皇慶元年」の語もあることから明らかなように、仁宗の即位二年目の皇慶元年の記録に相違ない。^⑧

またこの文献を用いる場合に注意すべきは、もと『国学文庫』第三七編として刊行された活字本（一九二四）には大変誤りが多いことで、『永楽大典』と対校することが是非必要である。以下、引用に際して一々注記しないが、対校後の判断に従っていることを断っておきたい。

この記録の基本的な位置づけから述べよう。至大四年に官を遣わしたとある「官」とは刑部の次官たる田侍郎である。その名はいま明らかでない。彼が江浙行省に赴いて同省の参知政事で提調運糧官であった高昉^⑨とともに「海運久行良法」（海運について当座ではなく久しく実施しうる良き制度）を検討（講究）することになった。この命令の根拠は、次のような中書省が啓奉した皇太子の令旨にあった。

以為^{おも}うに、海運を講議するには、刑部の田侍郎を差委し、仍お高参政らに委して提調せしめ、万戸府官を督責して、同^とに久行の良法を講究せよ。^⑩

皇太子とは、武宗のときに皇太子であった愛育黎拔力八達^{アユルババリバダ}としか考えられない。即ち仁宗である。至大四年の早い時期に検討が開始されることになったと考えておきたい。中央政府官と行省官とともに検討作業に従事した万戸府官は、少中大夫（従三品）で万戸の王仲温であった。^⑪ それに続く部分は、「今講究し到れる……各項の便宜の事理は、開具^{かまづね}して都省に申覆したるに、擬を准^なめて運糧額を減じ、千戸所四処を併去し、官を選び職を分かつを除くの外、^{ほか}其の余の元と議したる船

戸免役等の事は未だ明降を奉ぜず」とある。つまりこの部分の主体は海道運糧万戸府であって、上述の手順で海運の制度について検討したはいが、船戸の免役などの具体的な事柄について、中央政府からいまだに明確な返答がない。そこで府司（海道運糧万戸府）が「参詳」して、残された課題について江浙行省に伝え、そこから中書省に伝え、そこから戸部に伝えて検討した。その結果が長々と詳細に記録されているのである。「開、坐せる、各項の元と擬せる事件（について）、省府（江浙行省）（が中書省經由で）戸部に送りて議擬し到れる下項の事理」とあるのがそれである。

そして以下に四つの案件につきそれぞれ検討結果が記録されている。それぞれの文章の中心的部分の主体は万戸府であるが、その末尾に近いところで「照得」とあるのは江浙行省の中書省への咨文である。咨文の末尾に「已經に中書省に移咨せしに、未だ回示を准^うけず」とあることからそれと判る。そのあと最後に戸部の中書省に対する呈文、即ち「戸部議得」（照得を伴う場合もある）とあるのが、各案件への実質的な回答となっている。それぞれの末尾が「具呈照詳」で終わるのはそのためである。^⑫ これが『元典章』の場合であれば、「都省擬を准^なめ、仰^{おほ}せて上に依りて施行せよ」などと重しを効かせて締めくくるところである。

2 本色納から輕齋納への契機

以上に史料のもつ性質について検討を加えたのは、この記録の中にいくつか海運糧米について有司所管と財賦府所管のクロスする記事が現れるからである。そうした記録の仕方のあれこれについて比較して

窓
検討してみたい。すでに星斌夫氏によって『元史』食貨志、海運の翻
訳がなされ、高栄盛氏らによってもこの史料は検討の素材とされてい
るが、筆者はいま少し考察を加えたい。

つぎに關係部分の表現を具体的に列挙してみよう(傍点は筆者)。

(イ) 改撥上江真州等処糧斛、浙西嘉興・松江等処位下併各投下田糧、
收、納、本、色、裝、發、海、運、却、將、上、江、等、處、糧、米、易、鈔、撥、還、投、下、……

(ロ) 切照、浙西各路、多有各投下財賦及嘉興・松江府位下糧米約有百
万余石、遞年折收、輕、費、變、糶、餉、錢、若、將、財、賦、等、糧、收、納、本、色、裝
發、海、運、却、將、江、(南)〔西〕・湖、広、糧、米、令、各、路、變、鈔、或、折、餉、錢、
撥、還、投、下、唯、復、官、為、支、付。

(ハ) 本省先撥、嘉興・松江歲科秋糧六十余万石、并江淮財賦府年辦稅
糧一百余万石、江浙財賦府歲辦糧二十四万余石、照依時估、於係
官錢内、先行提撥、却將前項糧數、以充海運。

(ニ) 戸部議得、嘉興・松江兩路財賦田糧、啓准充為海運、江浙等処財
賦府稅糧約二十四万余石、奏啓一体免糶海運相応外、……

これらは前掲の『元史』食貨志の文に対応している。(イ)は前述の府司
の「參詳」中に見え、新たに検討すべき課題の一つとして指摘される
ところであり、(ロ)(ハ)はいずれもその課題案件の三番目の文中に見え
ている。従ってこれらが同じ方向の事態について異なった表現を取っ
ているものと考えて差し支えない。

もともと江淮財賦府と江浙財賦府が位下領として独立的に皇帝の一
族に財賦を供給しているのであれば、有司所管と区別されていてしか
るべきである。しかしここでは三系統の管轄の相互の關係が問題にな
っている。県の苗稅の中に財賦府の稅糧は含まれていたか否かが不明

確になる理由の一斑はここにあるのではないかと考える。つまり海運
の糧米に充当するシステムが機能していればこそ、有司と兩財賦府の
稅糧の扱いが一体に論じられなければならないのであつたのである。また朱
清・張瑄の没官財産が至大元年に至って江浙財賦府の管轄下に編入さ
れた後の措置であることにも注意しなければなるまい。

さてそのシステムとはいかなるものか。浙西の嘉興路と松江府の稅
糧は六十余万石、江淮財賦府の稅糧は一百余万石、江浙財賦府の稅糧
は二十四万余石であつた。(イ)の「嘉興・松江府の位下の糧米は約百万
余石あり」との表現から推して、ここにいる兩財賦府の稅糧額は嘉興
路・松江府内に存在するものに限定されると理解しておきたい。海運
の基地に近い浙西の嘉興路と松江府では三つの管轄系統の全ての稅糧
が海運のために充当された。そして誠に興味深いことには、財賦府の
米糧は輕費(交鈔、實は齋の俗字)に折収してその代価を支払っていた
が、これからははっきりと米糧(本色)で海運に供することとし、そ
の分は揚子江上流(上江)の江西・湖広の兩行省から江東の真州に運
ばれてきた糧米でもって各路に交鈔に変えさせて代価に折して投下に
撥還させ、あるいは(唯復)、官が支給してやる。最後のところが(イ)
にいう、係官の錢内よりあらかじめ差し出す(提撥)というところであ
らう。なお輕費とは銀・交鈔などを意味するが、ここには交鈔に易
えることだけが見えている。こうした投下の稅糧の差し替え代納によ
る収取は、筆者がさきに論じた賜田の職田化傾向、サラリーを支払う
意義に一面通ずるものがあるし、また『元典章』二四、戸部卷一〇
「投下稅糧許折鈔」の記事に関連して指摘した「定額の歲賜を投下・
位下の主に対して保証するシステム」と「米価に対応した換算」を物

語るものと解釈できよう。^④

ここで『蘇松歴代財賦考』の「蘇松浮賦始於官田」の条に引用されている洪武三十年の詔について検討しておきたい。その部分は次の通りである。

〔洪武〕三十年、詔すらく、夏税・秋糧は独り蘇・松のみ輕（貴）
 「賈」に折するを許し、金一兩を納むるは米二十石に准じ、銀一
 兩を米四石に准じ、絹一疋を米一石二斗に准じ、棉布一疋を米一
 石に准じ、夏布一疋を米七斗に准じ、而して又た毎年止だ六七分
 を徵す。是に於いて官田は五六斗の名ありと雖も、徵収するに
 實に一半なる能わず。

『明太祖実録』卷二五五、洪武三十年十月癸未の条や『皇明詔令』卷三「折徵通賦詔」によれば、この折納の措置は洪武二十八年以前の滯納分について実施されたことがわかる。しかしここには「ひとり蘇・松のみ」とあって、以下に米と輕齋の折納のレートが示されている。施行地域を限定するこの語句は『明実録』や『皇明詔令』には見えないところで、この詔勅が実際には蘇州・松江を対象として発せられ、効果が發揮されたと著者はみていたことが推測できる。

しかもこれが明代宣徳八年（一四三三）、周忱によって蘇州・松江など先進地帯で創始された金花銀と称される折徵制度の前段階をなすと考えられている^⑤。そしてもう一段時間をさかのほれば、本稿で言及したような、元代の浙西地方において海運に関わって米糧を輕齋によって差し替え代納する制度が、明代における銀納化促進の祖型となった可能性があると考えたいのである。さらには投下領・位下領における折糧のシステムそのものが明代に影響を及ぼしたことも想定されるの

であるが、そうした点への考究は今後の課題としておきたい。

む す び

元代における海運問題と税制問題の間には、桑哥^{ヤンガ}専権期に松江府の豪民曹夢炎が毎年米万石を漕して京師に献じて地方大官の位を手に入れた一事をもってしても、大いに関連があったことがわかる^⑥。本稿では、元代浙西地方の税制に関わる『蘇松歴代財賦考』中の一条と、海運に関わる『大元海運記』中の一文書のふたつの史料を分析することを通じて、税制と海運が相互に関わりを保ちながら運営された事情について論じてきた。明代における銀納化へ向けての展望は、生産者・納税者側の問題だけではなく、受給者側の要請をも考える必要があるが、本稿では元代史の限られた一面からする仮説の提示にとどまっている。しかし時代の先駆けをなす経済の発展は先進地帯こそがリードすると考えるので、元代の浙西地方を舞台とする政治と経済と社会について些かの考究を試みているのである。

註

① 拙稿「元初江南における徵税体制について」（『東洋史研究』第三二巻第一号、一九七四、所収）、「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産官没をめぐる——」（『東洋史研究』第二七巻第三号、一九六八、所収）（両編とも『元代江南政治社会史研究』一九九七、所収）参照。

② 拙稿「元代江南投下領の分賜について」（本誌第五三号、一九九六、所収）、また『元代江南政治社会史研究』第一部第三章、一〇七頁参照。

③ 森正夫『明代江南土地制度の研究』（一九八八）の終章、六四五頁参照。また周良霄「明代蘇松地区的官田と重賦問題」（『歴史研究』一九五

七年第一〇期、所収)、高橋孝介「清朝専制支配の成立と「小土地所有者」——清初の江南における「重賦」問題を素材にした場合——」(『歴史学研究』第四二二号、一九七五、所収)参照。

④ 『正徳松江府志』巻六に載せる王良の議案に次のようにいう。

延祐元年元科秋糧夏稅六十五萬三千九百餘石、延祐二年經理自寒秋夏稅糧七十六萬五千餘石。

拙稿「元末浙西の地方官と富民——江浙行省検校官王良の議案をめぐる——」(本誌第五六号、一九九九、所収)参照。

⑤ 拙稿「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産官没をめぐる——」(註①)、『元代江南政治社会史研究』第二章第四章、三二八〜三二九頁)参照。

⑥ 森正夫『明代江南土地制度の研究』(註③)、及び拙稿「元末浙西の地方官と富民——江浙行省検校官王良の議案をめぐる——」(註④)参照。

⑦ 森正夫『明代江南土地制度の研究』(註③)参照。

⑧ 原文は次の通りである。

自永樂北遷後、道路甚遠、漕運倍增其耗、由是民不堪命、逋負死亡者日多、豈非浮額之外、復有浮額乎。

⑨ 『元史』巻二四、至大四年十月戊子の条にいう。

省海道運糧万戸為六員、千戸為七所。

海山(武宗)は至大四年正月庚辰(八日)に崩じ、愛育黎拔力八達が皇帝の位に即いたのが同年三月庚寅(十八日)、翌年の至大五年を皇慶元年と改元する詔勅が発せられたのが同年九月壬子である。元代に編纂の『経世大典』では恐らくこのような誤りは冒さなかったと考えられる。なお拙稿「元代条画考」(七)(『香川大学教育学部研究報告』第一部第五一号、一九八一、所収)参照。また高栄盛「元代官田芻議」(『元史及北方民族史研究集刊』六、一九八二)に引用するところは『永樂大典』によっている。

⑩ 高昉、字頤卿は大名元城の人。潭州路総管から中政院同知、中書参知政事となり、至大二年に江浙行省参知政事となった。経済方面に有能であったらしく、のちに鉄木迭兒の忌むところとなった。『滋溪文稿』巻一一に

神道碑があるが、本件については特に記すところはない。

⑪ ここには令旨に対応する「敬此」の字句を欠落させているとみたい。

⑫ 星斌夫『大連河發展史』(一九八二、平凡社)に載せる『元史』食貨志の海運の訳註では刑部侍郎王仲温としているが、誤りである。

⑬ 四件目の部分のみは、万戸府主体の言い方で「已經申覆省府、未奉明降」とある。それに続く「如淮海道万戸府所擬、似為相応」の文が江浙行省の中書省への咨文である。「戸部議得、……具呈照詳」で終わるところは他と変わらない。

⑭ 註⑨、⑩参照。

⑮ (イ)は海道万戸府が主体、(ウ)は江浙行省が主体、(ロ)はいうまでもなく戸部が主体である。

⑯ 『元史』巻二二、至大元年六月辛丑の条にいう。

以没入朱清・張瑄田産隸中宮、立江浙財賦總管府・提舉司。

⑰ 『永樂大典』でも「江南湖広糧米」とある。しかしこの前段に「又將湖広・江西等処起運糧米、至真州泊水灣」とあり、前掲『元史』食貨志の省略部分にもこの部分が節略して引用されていることから、「江南」は「江西」の誤りと考えたい。

⑱ 拙稿「元代江南投下領の分賜について」、「元代江南投下考——『元典章』文書にみる投下と有司の相剋——」、「元代の賜田についての一考察——その返還の動向を手がかりとして——」(いずれも『元代江南政治社会史研究』所収)参照。とくに同書第一部第三章、一一六頁、同第五章、一五八頁、一六九頁、一七六頁など参照。

⑲ 星斌夫「金花銀考」(『山形大学紀要(人文科学)』九一一、一九七八、所収、また『明清時代社会経済史の研究』一九八九、所収)参照。

⑳ 拙稿「元代江南の地方官任用について」(『法制史研究』第三八号、一九八九、所収)、『元代江南政治社会史研究』第二章、二五一頁)参照。